

新潟市バス運転士移住特別支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市への移住・定住促進並びに路線バス、区バス、住民バス（以下「路線バス等」という。）の運行を営む乗合バス事業者（道路運送法（昭和26年法律第183号。）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を行う事業者）のバス運転士の人材不足の解消に資することを目的として、予算の範囲内で新潟市バス運転士移住特別支援金（以下「バス運転士移住支援金」という。）を交付することについて、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(バス運転士移住支援金申請者の要件)

第2条 バス運転士移住支援金を申請できる者は、次の各号に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- (1) 第4条で定める移住元に関する要件
- (2) 第5条で定める申請者に関する要件
- (3) 第6条で定める就業に関する要件

(支援金の額)

第3条 バス運転士移住支援金の額は、第9条の方法により、2人以上の世帯の場合にあっては50万円、単身の場合にあっては30万円のバス運転士移住支援金を申請者に支給する。この場合において、2人以上の世帯とは、第7条の要件を満たす世帯とし、当該要件を満たさない2人以上の世帯の場合は単身として取り扱う。

(移住元に関する要件)

第4条 第2条第1項第1号の要件を満たす者は、本市に住民票を移す直前に、連続して1年以上、新潟県以外の地域に在住していたこと。

(申請者に関する要件)

第5条 第2条第1項第2号の要件を満たす者は、次に掲げる各号の要件全てに該当する者とする。

- (1) 市長が別に定める期間内に、本市に住民票を移して転入し、かつ就業を開始した者。
- (2) バス運転士移住支援金の申請時において大型第二種運転免許（道路交通法第84条第4項に規定する大型自動車第二種免許）の交付を受け、かつ55歳未満である者。
- (3) バス運転士移住支援金の申請時において、本市に転入後1年以内であること。
- (4) 本市に、バス運転士移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。
- (5) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- (6) 日本人であること又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- (7) 市税等の滞納がないこと。

(8) その他市長がバス運転士移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(就業に関する要件)

第6条 第2条第1項第3号の要件を満たす者は、次に掲げる各号のいずれかに該当する者とする。ただし、本市が特に必要と認める場合は、この限りではない。

(1) 新潟市内で路線バス等の運行をしている乗合バス事業者(大型第二種免許を必要とする車両を用いて運行している事業者に限る。)のバス運転士の求人に応募し、当該求人企業に路線バス等の運転士として就業した者のうち、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 就業者からみて3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている企業への就業でないこと。

イ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて当該求人企業に就業し、バス運転士移住支援金の申請時において当該企業に就業していること。

ウ 当該企業に、バス運転士移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

エ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(2人以上の世帯)

第7条 バス運転士移住支援金申請者以外の世帯員いずれも、次に掲げる各号の要件全てに該当する場合、2人以上の世帯とする。

(1) 本市に転入する前の居住地において、バス運転士移住支援金申請者と住民票の上で同一世帯に属していたこと。

(2) バス運転士移住支援金の申請時において、バス運転士移住支援金申請者と住民票の上で同一世帯に属していること。

(3) 支援金の申請時において、本市に転入後1年以内であること。

(4) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(バス運転士移住支援金の申請)

第8条 バス運転士移住支援金申請者は、市長が別に定める期限までに、バス運転士移住特別支援金交付申請書兼実績報告書(別記様式第1号)を本市に提出しなければならない。

2 前項の様式には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 就業先企業等の就業証明書(別記様式第2号)

(2) 移住元の住民票除票の写し(世帯で申請する場合は世帯全員分)

(3) 振込先が確認できる預金通帳の写し

(4) 運転免許証の写し

(5) 新潟市制度用の納税証明書(新潟市で課税されている場合)

(6) その他市長が必要と認める書類

(バス運転士移住支援金の支給方法)

第9条 前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、バス運転士移住支援金

を支給することが適当と認めるときは、バス運転士移住特別支援金交付決定兼確定通知書（別記様式第3号）を交付し、バス運転士移住支援金を支給するものとする。

（バス運転士移住支援金の全額返還）

第10条 バス運転士移住支援金の支給を受けた者が次の各号に掲げる要件に該当する場合、バス運転士移住支援金の全額の返還を請求することとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等、対象となるバス運転士移住支援金受給者においてやむを得ない事情があるものとして本市が認めた場合はこの限りではない。

- （1）虚偽の申請等を行っていた場合
- （2）バス運転士移住支援金の申請日から3年未満に本市から転出した場合
- （3）バス運転士移住支援金の申請日から3年未満に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

（バス運転士移住支援金の半額返還）

第11条 バス運転士移住支援金の支給を受けた者が、次の各号に掲げる要件に該当する場合、バス運転士移住支援金の半額の返還を請求することとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等、対象となるバス運転士移住支援金受給者においてやむを得ない事情があるものとして本市が認めた場合はこの限りではない。

- （1）バス運転士移住支援金の申請日から3年以上5年未満に本市から転出した場合
- （2）バス運転士移住支援金の申請日から3年以上5年未満に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

（他の支援金との併給の禁止）

第12条 本市が別に定める新潟市移住支援金交付要綱に基づく移住支援金の交付を受けた者または移住に類する支援金の交付を受けた者は、バス運転士移住支援金の交付を受けることができないものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和6年8月13日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

（適用期間）

- 2 この要綱の適用期間は、令和9年3月31日までとする。